

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)の概要

新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用失業情勢等を踏まえ、求職者支援訓練に係る令和4年3月31日までの期限とする以下の特例措置について、**令和5年3月31日まで延長**することとする。

実践訓練の訓練期間の認定基準等に関する特例の延長 (別紙参照)

訓練期間 **2か月以上6か月以下**

訓練時間 **月100時間以上かつ
一日当たり原則5時間以上6時間以下**



訓練期間 **2週間以上6か月以下**

訓練時間 **月60時間以上かつ
一日当たり原則2時間以上6時間以下**

訓練実施実績の要件の緩和に関する特例の延長

認定を受けようとする職業訓練（申請職業訓練）の開始日から遡って3年間において、申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練（※）を適切に行った実績が必要。

（※）求職者支援訓練以外の訓練を含む。



左記の実績の他に、**3年より前に申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の求職者支援訓練を適切に行った実績がある場合も認定可能**とする。

基本奨励金の上乗せに関する特例の延長

求職者支援訓練として認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）を適切に行った者に対して、認定職業訓練の区分に応じて、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を奨励金として支給する。

基礎コース：**6万円** 実践コース：**5万円**



介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であって、**厚生労働省人材開発統括官が定めるもの（※）を開始した場合には、受講者1人につき1月当たり、以下に掲げる金額を奨励金として支給する。**

基礎コース：**7万円** 実践コース：**6万円**

（※）企業実習・職場見学・職場体験のいずれかを実施する等（業務取扱要領において規定）

職業訓練コース設定の柔軟化(実践訓練の訓練期間の認定基準等に関する特例)

別紙

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすい環境整備を図り、今後のステップアップに結びつけられるよう支援。具体的には、職業訓練コース設定について、訓練期間や訓練時間等の柔軟化を行う。

① 訓練期間要件の緩和

求職者支援訓練 2～6か月 → **2週間**～6か月に要件緩和

委託訓練 標準3か月 → **1～2か月**のコースを創設

② 訓練時間要件の緩和

求職者支援訓練 月100時間以上 1日5～6時間 → 月**60時間**以上 1日**2～6時間**に要件緩和

委託訓練 標準月100時間 → 標準月**60時間**のコースを創設

③ 特例コースについての付加奨励金の就職率要件

求職者支援訓練 1万円/人月:**30%**以上**55%**未満
2万円/人月:**55%**以上

委託訓練 1万円/人月:**50%**以上**70%**未満
2万円/人月:**70%**以上

※就職率による欠格要件についても同様に設定

<参考 現行のコース>

求職者 1万円/人月: 35%以上60%未満
2万円/人月: 60%以上

委託 1万円/人月: 60%以上80%未満
2万円/人月: 80%以上

※オンライン訓練について、「実技」も実施可能とし、また、求職者支援訓練の通所要件を総訓練時間の40%以上から20%以上に緩和する特例措置を、令和4年3月31日まで設けている(業務取扱要領において規定)。

⇒ 本特例措置について、令和5年3月31日まで延長することとする。